

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様ムチュランロゴマークの使用に関する要綱

令和6年6月6日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「あおもり国スポ」という。）開催の機運醸成及び参加意識の向上を目的として青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作成した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様ムチュランロゴマーク（以下「ムチュランロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ムチュランロゴマークは、別記のとおりとする。

(ムチュランロゴマークに関する権利)

第3条 ムチュランロゴマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。

(使用基準)

第4条 ムチュランロゴマークを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) あおもり国スポに関連するイベント等に使用するものであること。
- (2) あおもり国スポへの参加意識向上につながるものであること。
- (3) あおもり国スポのイメージ向上に資するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当であると認める場合

(使用の申請)

第5条 ムチュランロゴマークの使用の申請は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ仕様ムチュランロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 企画書、要綱等のムチュランロゴマークを使用する事業の内容が分かる書類
- (2) 使用する物件等の見本
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(審査等)

第6条 会長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の審査の結果、当該使用が適当であると認めるときは、ムチュランロゴマーク使用承認書（様式第4号）を、当該使用が適当でないとき、ムチュランロゴマーク使用不承認通知書（様式第5号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(使用料)

第7条 ムチュランロゴマークの使用に要する料金は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 第6条の規定によりムチュランロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市、キャラクター及びあおり国スポのイメージ向上に配慮すること。
- (2) ムチュランロゴマークを適正に管理するとともに、キャラクターのイメージを損なうおそれがある言動を行わないように指導及び監督すること。
- (3) 定められたデザイン及びデザインカラーで使用し、使用する物品等の見本品を、実行委員会に提出すること。ただし、当該物品等の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) ムチュランロゴマークのデザインデータを転貸しないこと。
- (5) ムチュランロゴマークの使用の承認を受けたときは、使用する物品等に「むつ市PRキャラクター」の字句、キャラクター名及び承認番号を付して記載すること。ただし、スペース等の関係により記載することが難しい場合は、「©むつ市」又は「©MUTSU CITY」の記載をもって代えることができる。なお、会長が特に必要があると認める時は、これを省略することができる。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、第6条の使用の承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、ムチュランロゴマーク使用変更申請書(様式第2号)により、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めるときは、ムチュランロゴマーク使用変更承認書(様式第6号)を、変更を承認することが適当でないとき、ムチュランロゴマーク変更不承認通知書(様式第7号)を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(使用中止等)

第10条 使用者は、ムチュランロゴマークの使用を中止し、又は第8条の遵守事項を満たさなくなったときは、直ちに、ムチュランロゴマーク使用中止届(様式第3号)を会長に提出するものとする。

- 2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、直ちに使用を中止しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、ムチュランロゴマーク使用承認取消通知書(様式第8号)により当該使用者に通知するものとする。

- (1) 第8条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、承認を取消しした場合において、使用者に損害が生じても、実行委員会はその賠償の責めを負わない。

(無承認の使用)

第12条 会長は、ムチュランロゴマークの無承認の使用については、その使用を中止させるものとする。この場合において、ムチュランロゴマークを無承認で使用している者は、直ちに使用を中止するとともに、自らの責任においてムチュランロゴマークを使用している物品の回収をするものとする。

2 ムチュランロゴマークの使用が無承認であっても商用目的でない場合は、会長は当該使用者に対し申請書の提出を求め、その申請内容により使用の中止及び使用している物品の回収を検討する。

(責任の制限)

第13条 使用者がムチュランロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、実行委員会は損害又は損失その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、ムチュランロゴマークの使用に当たり故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報公開)

第14条 会長は、ムチュランロゴマークの使用の承認の状況等について、広く使用の促進を図る観点から、ムチュランロゴマークの使用の状況について、周知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ムチュランロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。